

## 平成28年度草津市自転車安全安心利用促進委員会 会議録

■日時：

平成29年3月17日（金）14時00分～16時00分

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：15名（順不同）

藤田委員、佐々木委員、高瀬委員、太田委員、澤委員、猪早委員、奥村委員、加藤委員、前野委員（小倉代理）、深田委員、田中委員、影山委員（杉江代理）、花立委員、平井委員、小川委員

■欠席委員：0名

■事務局：

田邊部長、青木副部長、島田課長、林参事、佐藤主事

■随行者：

1名

■傍聴者：

0名

### 1. 開会

---

【事務局】

～開会の挨拶～

【事務局】（島田）

ありがとうございました。

次に委員会の成立について御報告いたします。

当委員会の委員数は15名で、現在の出席は14名であります。これは、草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例施行規則第9条第1項に定める過半数以上の出席を得

ておりますことから、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

## 2. 委員紹介

---

### 【事務局】

議事に入ります前に、当委員会について簡単に説明をさせていただきます。

当委員会は、条例第15条の規定に基づき設置しており、同条例施行規則第5条による委員で構成しております。昨年度までの2年間は、委員の皆様方からの御意見等を賜りながら、草津市自転車安全安心利用促進計画を策定いたしましたので、今回からは、自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の評価などを御審議いただくこととなります。

本日は、昨年7月に皆様に委嘱させていただいてから初めての委員会開催でありますので、誠に恐れ入りますが、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

### 【各委員、事務局、関係課】

～自己紹介～

## 3. 委員長および副委員長の選出

---

### 【事務局】（島田）

それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。お手持ちの資料を御確認ください。

本日の資料は、次第、委員名簿、席次表、資料1、資料1-1、草津市自転車安全安心利用促進計画の本編と概要版、草津市の自転車条例および施行規則、そしてクリアファイルに入った啓発チラシ等でございます。

皆様、そろっていますでしょうか。もし、議事が進む中で、資料が抜けておりましたら事務局までお申し出ください。

続きまして、次第の3であります、委員長および副委員長の選出についてでございますが、まず初めに、本委員会の委員の任期は2年となっております。昨年の7月に、新たにここにお集まりの委員の皆様方に、当委員の委嘱をさせていただいたところでございますので、委員長および副委員長の選出につきましても、今回新たに選出させていただく運びとなります。

そこで、その選出方法につきましては、自転車条例施行規則の第7条第2項において、委

員長および副委員長は委員の互選によって定めとなっておりますので、委員長、副委員長の選任につきまして、委員の皆様方から、何か御意見はございますか。

**【加藤委員】**

今日初めてお目にかかる方もございますし、事情に詳しい事務局に何か案があればお聞かせいただきたい。

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは事務局の意見をとの声がございましたので、案を提示させていただきますてもよろしいでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【事務局】**

それでは、事務局の案を申し上げます。

本委員会では、これまで草津市自転車安全安心利用促進計画の策定に向け、委員の皆様方から様々な御意見をいただきました。その際に、委員長を務めていただき、委員会を円滑に、またわかりやすく進行していただきました、立命館大学工学部都市システム工学科の小川准教授にぜひともお願いしたいと思っております。

また、副委員長につきましては、国のほうでも自転車利用に関するガイドラインが策定されており、関係部署として日々御尽力いただいております、滋賀国道事務所の総括保全対策官であります、平井様にお願いしたいと思います。

委員の皆様、いかがでしょうか。

**【委員】**

異議なし。

**【事務局】**

それでは、委員の皆様の手拍子を持って承認とさせていただきますと思います。

**【委員】**

～拍手～

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは委員長に小川委員、副委員長には平井委員で、この委員

会の議事を進めてまいりたいと思います。

**【事務局】**

それでは委員長、副委員長に就任の御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

**【委員長、副委員長】**

～就任の挨拶～

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは、小川委員長にこれからの議事進行をお願いいたします。

#### **4. 議事**

---

**【委員長】**

そうしましたら、これより私の方で会議を進めさせていただきます。

また、これまでの当委員会は、全て公開にて進めさせていただいておりますので、引き続き公開で進めさせていただきます。委員の方も半数以上が変わられているようですので、これまでの経緯を御存じない方もおられるかもわかりませんので、事務局から概要説明をお願いします。

**【事務局】**

～計画の概要説明～

**【委員長】**

ありがとうございました。何か御質問があればお願いします。御意見等ありますでしょうか。ないようでしたら、次に議事の中で実施状況等の説明があると思いますので、そこで御質問などしていただいても結構です。

そうしましたら、議事の方に入りたいと思います。

では、「草津市自転車安全安心利用促進計画の実施状況及び評価について」資料を準備いただいておりますので、説明の方を事務局お願いします。

**【事務局】**

議事「草津市自転車安全安心利用促進計画の実施状況および評価について」

～事務局説明～

**【委員長】**

ありがとうございました。そうしましたら皆さんからの御意見をお聞きしたいと思えます。今説明がありました、促進計画の実施状況につきまして、御意見や御質問がありましたらお願いします。

#### 【佐々木委員】

いつもヘルメットの話ばかりで恐縮ですが、草津市は中学校でヘルメットが義務化されていないですね。私は若草の交差点で、朝立番をしているのですが、志津南小学校は児童数が増えてたくさんの児童がかがやきの丘の坂を上ってくるんです。そして、中学生が自転車で坂を下りていく。ちょうどすれ違う感じになるんですね。そんな中、去年の秋ごろから男の子3人が白いヘルメットを被って、坂を上ってくるんです。「どこ行くの?」と聞いたら「田上中学校」と、市外の学校に行っているようです。それでヘルメットをきちんと被っている子と被っていない子が混在するかたちになり、立ち番をしているお母さん方も「あれっ」という感じです。栗東市が4月からヘルメットを着用義務化という話も聞きます。いろいろ課題もあるかと思いますが、はじめから怪我をする子を作りたいくない。誰かが怪我をしてからでは遅い。そのような思いで子供たちにも声掛けをしています。そのようなことで、是非ヘルメット着用について進めていただきたいと思います。

#### 【スポーツ保健課】

教育委員会スポーツ保健課岸本でございます。ただいま中学生のヘルメットの義務化ということでの御意見かと思えます。

県条例が平成28年2月26日に施行されました。中学生を含めた児童生徒のヘルメット着用については、努力義務ということであります。御意見いただきましたように、中学生に強制的にということであれば、学校としてもルールにするのかどうか、ということになるかと思えます。また、県条例でも市の条例でも、賠償保険につきましては義務ということになりまして、実際に4月からは市内の中学校におきまして、学校に乗り入れる車両については義務化で自転車通学の条件にしております。ヘルメットについては、草津市は一度被って取りやめになった経緯がございまして、栗東市、草津市、甲良町と県内3つほどヘルメットを被ってないところがあったのですが、甲良町も栗東市も被っていく方向だということで、草津市でも保護者の皆さんには、「被らせてください」とお願いしております。学校への自転車通学のヘルメット着用義務化については、PTAにも話をしている状況で、今年度もPTAなどと一度話し合いの機会をもった際に、親御さんからの意見としてあったのが、「子供に被らせるのが非常に難しい」という意見でした。ただ、「命を守る取り組みとして必要性を感じている」「被らせていく方向でやっていきたい」とは言っていたので、この4月からは難しいが、平成30年度からは被らせる方向で話し合いを進めていくということで、今年度はお話をさせていただいているという経過でありますので御理解をお願いします。

**【委員長】**

ありがとうございます。他、ヘルメット関係で何かございましたら。

**【太田委員】**

高穂中学校です。本校生徒数が830名ほどいます。このうち自転車通学は9割強ということで、ほとんどの生徒が自転車で通学している現状であります。学校を出るとすぐに下り坂ということで、子ども達の安全安心を考えると危険性が高いし、地域の方の安全安心を考えても危険性が高いと考えられ、学校としましては、自転車通学には安全について気を配って、取組を進めていかなければならないと考えています。

ヘルメットについて以前は被っていました。この30年は被っていないという状況であります。子どもの命を考えた場合には、学校としましても前向きに被る方向で検討していかなければならないと考えています。ただ、学校だけでということではなく、よく「中学校は何をしている。ちゃんと指導をしているのか。」という苦情の電話をいただきます。学校も一生懸命にやっているのですが、子ども達には地域と連携を持って指導していくことが大切だと考えます。ヘルメットは保護者が被らせるとなっている中で、保護者の方の協力をいただけるよう啓発をしていかなければいけないと思っております。ヘルメットを被ると被らないでは安全面から大きな違いがあるので、早い段階で被っていけるようにしていきたいと思っております。

ただ、自転車に乗っているのは子どもだけでなく、大人も考えなくてはならないと思います。高齢者の方やもっと小さい子どもさんも自転車には乗っておられるので、登下校だけでなく日常生活についても安全ということをしっかり確保していかなければならないと、学校としても考えていかなければならない大きな課題と思っております。

**【委員長】**

ありがとうございます。ヘルメットの話は、去年までの会議でも何度も出てきましたね。学校だけでなく地域全体でやらなければならない、また子どもだけでなく大人も被らなくてはならない。というような議論があったと思います。生徒にヘルメットを被らせることは進めていただくとして、それ以外の部分、大人も含めて考えていかなければならないと思います。

他に御意見等どうでしょうか。

**【高瀬委員】**

高瀬です。小学校へ入る前に周知はされているのですか。

通学においては、中学校から通学時には着用を、となっておりますがどうですか。

先ほど「ヘルメットを被らせるのが難しい」という保護者からの話がありました。「大人

が被ってないのに何で自分らは被らなあかんのや」という話は、君らは義務教育受けている子どもだからだということで、今はしっかり被って大きくなったら自分で判断して、という考えもあるとは思いますが。

また、小さいお子さんを自転車の前後に乗せて走られるお母さん方いらっしゃいますね。草津市の商店街なんかを歩いていて、歩道の上を対面から子どもさんを乗せた自転車のお母さんがやってきたらこちらは避けるしかない。自転車は車道ということの周知が出来ていないのかもわからないけど、子育てで、子どもが出来たタイミングで何か周知に向けた対応ができないものかと思います。

#### 【委員長】

親御さん向けの周知活動はどんな感じでされていますか？

#### 【事務局】

資料1の1ページ「自転車の安全利用の周知徹底」の真ん中にある、女性3人による「わかばチーム」がありまして、保育園、幼稚園、小学校からの依頼に基づいて交通安全教室を実施しており、子ども達に楽しく分かりやすく交通安全を学んでいただくということで活動しております。その中でヘルメットにおいても、13歳未満の児童の保護者は、ヘルメットを着用させるよう努めなければならないとなっているので、交通安全教室を通じてヘルメットの着用について、さらに周知していくよう、わかばチームにも伝えます。

#### 【委員長】

私は県の会議にも出たりするのですが、親御さん向けのチラシやアンケートを配ったり、自転車屋さんにおいてもらって、自転車を買うときに啓発してもらおうようなことをされていますね。

他に御意見どうでしょうか？

#### 【高瀬委員】

ガイドラインの中で、完成形態として車道と自転車道の上にブロックのある写真がありますが、個人的な印象ですが、これだけの道幅を確保できる所はかなり限られていると思います。また、自転車が通行する場所は色分けをして自転車通行帯としていただいて、段差が無い方が引っかけたりしないので、段差があるのが反射材も含めて危ないのかなと感じます。

#### 【平井委員】

完成形態については、自転車と歩行者を分離するという構造で対応するということが基

本としてあるのですが、おっしゃるように、必ず広い道路空間を確保できるかとなると難しいので、その点は臨機応変に対応していかなければならないと思いますが、完成型としてはそうありたいと思います。狭いところについて暫定型の形で混在型もありますし、専用通行帯という形もあります。ただ自転車専用通行帯となりますと公安委員会の指定の関係も出てきて、専用通行帯はなかなか作るのが難しいという実態もあります。今後増えてくるとすれば車道混在型の矢羽を整理していく形で、一部実施もされていますのでこれを普及させていく形を考えています。

**【佐々木委員】**

立命館の前にはちゃんと自転車道がありますが、若草の方はなぜ出来ないの？と思います。

私たちは、道路改良の面から「植栽を取ってほしい」などと市に要望もしていますが、「非常に難しい。できない」とお聞きしている。

また、この一年半ほど、街頭指導をする際に、「自転車は車道を走れ」と言い続けてきて、やっと定着しつつある。でも立命館の前になると好き勝手になる。

**【委員長】**

ガイドラインはこの1ページ分だけですが、改正ガイドラインの中にはテーマごとの表がありましたよね。

他にいかがでしょうか？

**【委員長】**

私から一点良いですか。

今回平成28年度の実績と、平成29年度の予定とありますが、これは、毎年こんな感じで推移していくと思いますが、10年計画で5年が前期で残りが後期として、5年目でこの辺まで行ったらいいとか、10年でこの辺という長めのスパンで強化点というか目標というかは、どこかの段階でやられるのですかね？それかこの様な感じで、5年か10年かやられるという感じですか？

**【事務局】**

今の委員長の話ですが、概要版をご覧ください。

概要版の2～4ページになりますが、それぞれ基本方針の中で計画期間ということで前期と後期に分けております。特に、すでに実施しているものにつきましては、継続強化を図り、自転車の安全利用につきましては進めていきたいと思っております。

基本方針2や3におきましては、準備という期間がございます。1年目、2年目、3年目では準備期間ということで、ちょうど計画期間の半分の5年目には全て実施できるよう



に進めていこうという風になっております。数値的なものまでは持ち合わせておりませんが、一旦この計画を前期後期と分けまして、5年経ったときにそれぞれこまでできているのか、準備となっている取組について実施できているかを確認し、できてなければ強化をしていく必要がありますので、そのようなことを計画的にやっていきたいと思っています。

#### 【委員長】

5年間でこのくらい、10年間でこれくらいといった大まかな目標点があると、単純計算で5年間でこのくらいだと、1年間ではこのくらいという評価の目安を明確に出していただくと、毎年このような会議を進めていくうえでわかりやすいのではないかと。

5年後10年後の評価があると次に繋げていけるということで、目標として考えていただければと思います。

また、初めの方で話があった「中学校で安全教育します。」という話では、今、中学校は3年間で卒業するわけですね。すると市内で中学校が何校あるか、一年あたり何校すれば3年間で全部を回れるとかの計画があればいいと思いますが、その辺の検討をお願いします。

他にいかがですか？

#### 【高瀬委員】

保険に関して、こんな保険があればいいなと思うのが、一度加入したら毎年の更新が必要のない保険というか、入りやすい保険というか。自転車の販売店さんでも保険の周知はされていると思うんですけど、「保険ならこうしておけば」という周知があると安心なのかと思います。

#### 【委員長】

周知の関係はどのようにやられているんですか。

#### 【事務局】

自転車保険の件ですが、例えば、啓発パンフレットの中に「滋賀の県民自転車保険」がありますが、この保険は1年間ですが、保険が満了する2か月前に加入者に継続の案内をしており、特に「やめます。」などの意思表示が無ければ、自動的に継続更新という形になるそうです。ほかにも保険会社によっていろいろな保険があるそうなので、全てがそうとは言えませんが、この滋賀の県民自転車保険につきましては、そのように聞いております。

また、自転車保険につきましては、10月に条例施行されまして、当初は「保険に入らしましょう」と強く進めていたところですが、慣れて来るとなかなか思うように啓発も進ま

ないといったところで、節目節目に行政や関係機関と共に、保険加入の周知を図っていく必要があると思いますので、皆さんの御協力をお願いします。

#### 【事務局】

それとですね、資料の1-1の13ページを御覧ください。

先ほど市の広報でも周知させていただいていますが、真ん中右の表をご覧ください。日常生活の損害賠償保険の例としまして、自転車保険の種類には、個人賠償責任保険という自転車保険単独のものと、他の保険の特約として付いている保険もありますし、共済や団体保険などもございます。先ほど1年毎に更新という話がありましたが、TS保険というのがございまして、これは自転車安全整備士が点検整備をした自転車にステッカーを貼付しまして1年間ではございますが、賠償保険が適応されます。このTS保険は、自分で点検を申し込んで保険を更新するというものであります。

このように、自転車の保険はいろいろなものがありますので、自分がどの保険に入っているのか、あるいは何も入っていないのかということを確認いただいて、自分に適した保険を選んでいただくということが大事かと思えます。

#### 【委員長】

他の委員会で保険の話題になったんですが、自転車保険はいっぱいあって、そもそも自分が入っているのか入っていないのかもわからないということがあって、そういう認識のところから始めないといけないという状態ですね。

#### 【田中委員】

今、TSマークの付帯保険のお話がでましたが、TSマーク付帯保険というのは安全整備店の看板が上がっている安全整備士さんがおられる店で、自転車の整備点検を実施した証で、自転車本体に対する保険です。今では継続して整備点検をしていただくよう、更新はがきを発送し、活用していただいている方もたくさんおられると聞いています。

#### 【委員長】

他にいかがでしょうか。

#### 【高瀬委員】

自転車ネットワークの関係で、自転車で琵琶湖を回るピワイチの関係で、どちらかといえば大津側ですが、どのように大津側から草津側に来るのかわからない方がおられるのですが、わかりやすい案内が必要なのでは。

また、ライトをつけていないとか、ライトの設備が無い自転車に乗っているなど、大変危険で、県などの条例で取り締まることが出来ないものでしょうか？

**【景山委員（杉江代理）】**

現在の法律ではできません。同じような例として、たばこの関係で、都会の方でたばこを吸ったら監視員が来てすぐに料金を取られるというのがあったと思うんですが、その条例を作ってもその権限を持った監視員を置いておかなくてはならないということになります。名前や住所等を聴取して記録を残しながら、警告カードを手渡す街頭指導を行い、ライトが壊れている人や無灯火の人については、イヤホンをしている人などと同じように何回も警告をすることにより、改めてもらい、習慣づけをしているという状況です。

**【高瀬委員】**

大変御尽力いただいていると思うのですが、以前、ジャフメイトでドイツの事例で、車のライトの向きが少し変になっているというだけで止められて、ちゃんと整備工場で整備をしてもらって、どこそこに送り返せというハガキをもらうそうです。

**【杉江委員】**

車ではそのようなものがあります。整備通告書というのがありますので。

**【高瀬委員】**

それを自転車でもできないかなと考えるわけです。ライトなんかは顕著でわかりやすいですし、安価で設置もできますので、同じようなシステムにする方が実行性が上がるのではないのでしょうか。

**【杉江委員】**

以前は注意して終わりでした。しかし、今は住所、氏名を聞き取るという段階に入っています。これで効果が無ければ条例などで規定してもらい、次の段階に進むでしょうが、現状では警告までです。

**【高瀬委員】**

他の違反行為との兼ね合いもあると思いますが、ライトが付いてない状態は、わかりやすすぎるのでどうにかならないかと思います。

**【委員長】**

今おっしゃったような制度にしていこうとすると、条例できちっと決めないとそうはならないと思います。

**【杉江委員】**

条例なり、警察の方の規定なりで何らかの形で規定しないと、警察官個人の判断ではできないのが現状である。何か裏付けがないと強制的なことはできない。

現在は、制動機の不整備、信号無視、飲酒運転については交通切符で対応している、さらに遮断踏切立ち入りについても強制的な対応を進めている。

**【深田委員】**

実際、ライト等で整備を希望される場合は、取り付けや修理のお話をしますが、子どもであれば親に相談するように話します。最近は折り畳み自転車等をはじめとした自分で組み立てたりする方が多く、そのような自転車にライトの設備が無いものが多いような気がします。なかなかそのような自転車に自転車店としてライトを取り付けるように持っていくのは難しい。でもライトが無いのは大変危険なので、取り組みはさせていただきたいと思います。

**【委員長】**

今回は、進捗管理の会議ですが、この前には計画を作る会議があり、その前には条例を作る会議がありました。将来的には条例も変わる可能性があるので、その時に今の議論にあった制度が必要であれば条例に盛り込んでいくことも検討していかなければならないと思います。

他にいかがでしょうか？

**【花立委員】**

先ほど、ビワイチの案内の件でお話しいただきましたが、琵琶湖の周りの道路は県が管理しているところが多いのですが、確かに最近はビワイチを楽しまれる方も多くなっています。もう少しわかりやすい表示であったり、自転車が走りやすい道路環境であったりとか、路面に青い矢羽であったりとかも行っていきたいと思っています。

また、ビワイチのコースがわかりにくいというお話もお聞きしますので、ところどころで案内の標識は立てているのですが、さらにガードレールに貼るようなシールも県でつくってききましたので、順次貼っていこうかと考えています。

**【委員長】**

いろんな案内表示や路面表示等、自転車にとってわかりやすいことはもちろんですが、車にとっても、「ここは自転車が通るところ」だと認知させることも大切ですのでお願いします。

他はいかがでしょうか？

**【澤委員】**

玉川高校です。昨年度から参加させていただいておりますが、改めて聞かせていただいて、安全安心を進めていく中で、利用環境そのものを考えていただいていると感じさせていただいているのですが、ネットワーク計画という部分で今後さらに指定されていく道路が増えていって、ネットワークを形成していくといったイメージでいいのでしょうか。

#### 【事務局】

自転車ネットワーク計画については、促進計画を策定する中で、自転車の利用者が多いところを中心にまずは進めていこうということでもあります。

草津駅中心と、南草津駅中心に尻切れトンボにならずに、ネットワークで結んでいこうということで、現在このような路線を引いております。まずはこちらの道路を計画的に進めていきたいと思っております。当然予算なども必要になってきますので、あれもこれもという形にはなかなかいきませんので、まずは駅周辺を進めていきまして、その整備状況を見ながら、拡大していく必要がありましたら、またその時に検討していきたいと思えます。今の段階では、こちらに載せております草津駅と南草津駅周辺を中心に整備していく予定です。

#### 【澤委員】

たぶん一昨年と同じような意見を言わせてもらったと思いますが、1000人近い生徒を抱えておりますうちの90%が自転車利用をしております。玉川中学校との間の道路が大変危険なことから、歩道上で、自転車と歩行者の通行を区別して通行するよう指導している現状です。そこが安全に通れるようになればと思っております。

個人的な意見ですが、ヘルメットについては、高校生でも自転車で長距離を走る場合など、細長いかっこいい形のヘルメットを着用している状況を見かけますが、基本的には必要かなと考えます。

路面のことですが、自転車の人は走りやすいところを選ぶので、ただ続いていけばいいのではなく、継ぎ接ぎの部分や段差といった整備も考えなければいけないですね。

#### 【委員長】

ネットワーク計画は、去年・一昨年に策定する中で、駅中心に作っていくというのが優先であり、次に学校の周辺についても考えを広げていくということでした。

また、路面のデコボコについては、当時は自転車を想定せずに、車と歩行者が対象であったと思われます。歩道と車道の継ぎ目等のデコボコは道路整備の中で改良していかなければならないですね。

#### 【佐々木委員】

草津市内で、縁石が原因での自転車の死亡事故があった現場を見に行きましたが、国道

と県道と市道のつなぎ目になるかと思いますが、自転車は国道県道関係ないので、管理が変わるようなところに縁石を無くすなど、よく連携をとっていただきたい。

**【委員長】**

そのあたり、道路管理者は気を配っていただきたいと思います。

つなぎ目のついでに話しますと、ネットワークでも自転車道とか専用通行帯とか何種類もありますが、違う種類の道路がつながるところは結構大事で、ちゃんと接続を考えていただかないといけない。気を配ってちゃんと連続するようにはしていただかなくてはならないということです。

他いかがでしょうか？

**【高瀬委員】**

道路交通法の関係で、自転車は片側2車線の車線があったら一番左を通らなければならないということから、左折レーンがある場合や二段階右折等、道路形状が多様で自転車利用者にとっては通行区分が難しい場面が多く感じられます。

**【杉江委員】**

確かに左の端の通行を意識しすぎると直進したいのに左折レーンでそのまま左折する流れに入ってしまったたり、交差点によっては通行場所が決められていたり、それぞれの道路形状によって柔軟に対応しないといけない場合もあり、自転車利用者にとって場に応じた走行が求められるなど、大変難しいですね。

**【委員長】**

他にございますか。

時間もございますし、ないようでしたら、ここで議事については終了として、進行を事務局にお返しいたします。

## 5. その他

---

**【事務局】**

都市計画部の田邊でございます。

委員長におかれましては、議事進行の大役、誠にありがとうございました。

また、委員長をはじめ、委員の皆様におかれましても、活発な御意見、議論を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

次第にございますその他につきましては、来年度の委員会の開催についてでございますが、今年度同様、本計画の実施状況の評価あるいは確認の場として年1回の開催を予定し

ております。今年度と同じく、3月頃の予定をしておりますので、御出席いただきますようお願い申し上げます。

それでは、これもちまして平成28年度の草津市自転車安全安心利用促進委員会を終了させていただきます。

皆様、長時間ありがとうございました。

閉会（16：03）